

報告第4号

平成30年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.20)	— (18.20)	9.9 (25.00)	55.9 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。

平成 30 年度

かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 76 号
令和元年 8 月 19 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 古 川 誠
同 坂 本 裕
同 田 谷 文



平成 30 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に係る健全化判断比及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率
- オ 資金不足比率
- カ 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査日

令和元年 8 月 5 日

第 3 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか。また、それらの算定の基礎となる事項を記載し

た書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて審査した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率審査

① 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準	参考(平成29年度)
①実質赤字比率	—	13.20	—
②連結実質赤字比率	—	18.20	—
③実質公債費比率	9.9	25.0	10.8
④将来負担比率	55.9	350.0	58.4

*実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

② 個別意見

・実質赤字比率

平成30年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため△8.84%となっており、早期健全化基準の13.20%と比較すると、これを下回り良好である。

・連結実質赤字比率

平成30年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため△16.76%となっており、早期健全化基準の18.20%と比較すると、これを下回り良好である。

・実質公債費比率

平成30年度の実質公債費比率は9.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り良好である。また、前年度の10.8%と比較すると0.9ポイント減少している。

・将来負担比率

平成30年度の将来負担比率は、55.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回り良好である。また、前年度の58.4%と比較すると2.5ポイント減少している。

③ 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

2 資金不足比率審査

① 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

■水道事業会計 (％)

比 率 名	平成 30 年度	経営健全化基準	参考(平成 29 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

■下水道事業特別会計 (％)

比 率 名	平成 30 年度	経営健全化基準	参考(平成 29 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

■農業集落排水事業特別会計 (％)

比 率 名	平成 30 年度	経営健全化基準	参考(平成 29 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

② 個別意見

資金不足は発生していないので、是正改善を要する事項は特にない。

※健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$